

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
Ⅱ－２－２ 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応 (１) ヒアリング 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報(財務局で商工会議所等からヒアリングを行う中小企業金融モニタリングで得られた情報を含む。以下同じ。)のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報については、四半期毎に取りまとめ、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。 (２)・(３) (略)	Ⅱ－２－２ 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応 (１) ヒアリング 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報については、四半期毎に取りまとめ、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。 (２)・(３) (略)
Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務	Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務
Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義 (１) 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば總會屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、①「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下「本人確認法」という。)に基づく本人確認、及び、②「組	Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義 (１) 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば總會屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>(以下「犯収法」という。)に基づく本人確認、及び「疑わしい取引」の届出に関する内部管理態勢を構築することが重

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>（以下「<u>組犯法</u>」という。）に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」に関する内部管理態勢を構築することが重要である。 （２）「<u>組犯法</u>」制定の経緯 ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和 57 年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成 4 年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和 63 年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。 ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成 9 年 9 月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。 この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成 12 年 2 月から<u>組犯法</u>が施行されている。 <u>（新規）</u>	要である。 （２）「<u>犯収法</u>」制定の経緯 ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和 57 年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成 4 年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和 63 年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。 ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成 9 年 9 月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。 この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成 12 年 2 月から<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>（以下「<u>組犯法</u>」という。）が施行されている。 ④ 他方、平成 13 年 9 月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても<u>組犯法</u>の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新規) (3) 組犯法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義 ① 組犯法は、組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）、犯罪収益の没収・追徴、金融機関に対する「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる。 ② 組犯法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、 イ.「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献する	に、平成 15 年 1 月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。 （注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成 16 年 12 月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。 ⑤ さらに、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及び F A T F 勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第 5 章を母体として、本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成 20 年 3 月から新たに施行されることとなった。 (3) 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義 ① 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関を含めた特定事業者に対する顧客等に対する本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる（なお、平成 15 年 1 月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。 ② 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>ことを防ぐための態勢整備)へと位置付け直すとともに、</u> <u>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になった</u> <u>という点で極めて重要な意義を有するものである。</u> <u>(4) 本人確認法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</u> ① <u>平成 13 年 9 月の米国の同時多発テロを受け、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成 15 年 1 月から、新たに本人確認法が施行されることとなった。</u> ② <u>本人確認法の目的は、イ. テロ資金供与防止条約の的確な実施、ロ. 疑わしい取引の届出の実効性の確保、ハ. テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、具体的には、顧客等の本人確認及び確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた(なお、平成 15 年 1 月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。)</u> <u>(注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成 16 年 12 月に本人確認法が改正され、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</u> ③ <u>金融機関においては、本人確認法が、組犯法とともに、広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</u>	<u>金融機関にとっては、</u> <u>イ. 顧客等の本人確認・取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題(金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備)へと位置付け直すとともに、</u> <u>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になった</u> <u>という点で極めて重要な意義を有するものである。</u> ③ <u>金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>る。</u> (5) <u>金融サービス濫用防止についての意義</u> 各金融機関が、<u>本人確認法</u>により義務付けられた本人確認等や<u>組犯法</u>により義務付けられた疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に応じていく必要があることに留意する必要がある。 Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点 銀行の業務に関して、<u>本人確認法</u>による本人確認及び<u>組犯法</u>による疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 (1) ～ (5) (略) Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点 (1) ～ (6) (略) (7) 苦情等処理機能の充実・強化 ①～② (略) ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対	(4) <u>金融サービス濫用防止についての意義</u> 各金融機関が、<u>犯収法</u>により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に応じていく必要があることに留意する必要がある。 Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点 銀行の業務に関して、<u>犯収法</u>による本人確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 (1) ～ (5) (略) Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点 (1) ～ (6) (略) (7) 苦情等処理機能の充実・強化 ①～② (略) ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
応態勢が整備されているか。 イ. (略) ロ. 与信取引関連も含め、<u>組犯法</u>に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。	応態勢が整備されているか。 イ. (略) ロ. 与信取引関連も含め、<u>犯収法</u>に基づく「<u>疑わしい取引</u>」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。
Ⅵ－２ 主な着眼点 (１)～(５) (略) (６) 苦情処理機能の充実・強化 ① (略) ② 反社会的勢力との絶縁など、民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。特に、送金・資金決済業務、与信関連取引を含め、<u>組犯法</u>に基づく「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (７)～(９) (略)	Ⅵ－２ 主な着眼点 (１)～(５) (略) (６) 苦情処理機能の充実・強化 ① (略) ② 反社会的勢力との絶縁など、民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。特に、送金・資金決済業務、与信関連取引を含め、<u>犯収法</u>に基づく「<u>疑わしい取引</u>」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (７)～(９) (略)
Ⅷ－３－２－１－２－３ 添付書類 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (１)～(１０) (略) (１１)「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 5 号) ① 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当	Ⅷ－３－２－１－２－３ 添付書類 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。 (１)～(１０) (略) (１１)「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 5 号) ① 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。 イ. その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者（施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ、ロ）及びその知識を有する者が当該知識を習得した方法（当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先 （注 1）その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識とは、当該業務を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その営む銀行代理業の業務の実務に関する知識、銀行法、個人情報保護法、<u>本人確認法</u>、<u>外為法</u>、<u>組犯法</u>等の法令に関する知識などが考えられる。 （注 2） （略） ロ. （略） ② （略） （12）～（16） （略）	該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。 イ. その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者（施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ、ロ）及びその知識を有する者が当該知識を習得した方法（当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先 （注 1）その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識とは、当該業務を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その営む銀行代理業の業務の実務に関する知識、銀行法、個人情報保護法、<u>犯収法</u>、<u>外為法</u>等の法令に関する知識などが考えられる。 （注 2） （略） ロ. （略） ② （略） （12）～（16） （略）
Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号から第 16 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。	Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号から第 16 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(1) ～ (5) (略) (6) 社内規則に係る主な留意点(施行規則第34条の37第3号二) 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ①～④ (略) ⑤ 本人確認の方法 社内規則に、<u>本人確認法</u>、外為法に基づく本人確認、<u>組犯法</u>に基づく「疑わしい取引」の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。 ⑥～⑧ (略) (7) (略) VIII-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置(法第52条の58、施行規則第34条の63) (1)・(2) (略) (3) 法令等を遵守させるための研修の実施(施行規則第34条の63第1項第1号) ① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみならず、<u>本人確認法</u>、個人情報保護法その他関係法令について網羅的に研修が行われているか。 ②・③ (略) (4) ～ (6) (略)	(1) ～ (5) (略) (6) 社内規則に係る主な留意点(施行規則第34条の37第3号二) 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ①～④ (略) ⑤ 本人確認の方法 社内規則に、<u>犯収法</u>、外為法に基づく本人確認、<u>犯収法</u>に基づく「疑わしい取引」の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。 ⑥～⑧ (略) (7) (略) VIII-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置(法第52条の58、施行規則第34条の63) (1)・(2) (略) (3) 法令等を遵守させるための研修の実施(施行規則第34条の63第1項第1号) ① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみならず、<u>犯収法</u>、個人情報保護法その他関係法令について網羅的に研修が行われているか。 ②・③ (略) (4) ～ (6) (略)

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置（施行規則第34条の63第1項第5号、第7号） ① （略） ② 銀行代理業者に対して、<u>本人確認法</u>、<u>外為法</u>及び<u>組犯法</u>の規定の理解を慫慂するとともに、預金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。 (8)・(9) （略）	(7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置（施行規則第34条の63第1項第5号、第7号） ① （略） ② 銀行代理業者に対して、<u>犯収法</u>及び<u>外為法</u>の規定の理解を慫慂するとともに、預金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。 (8)・(9) （略）